

佐八酒消組監第15号
令和5年9月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 浅羽 芳明

監査委員 江澤 眞一

令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

令和5年8月28日（月）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和4年度一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、全て法令に準拠して調製されており、また、予算の執行並びに諸事業の運営管理についても適正であるものと認め、本審査に関し特に指摘する点はありません。

2 要望事項

- (1) 人材の確保及び育成について、消防組合発足50周年記念事業を通じて、消防職員を志す人材の採用を促進していただき、併せて来年度

から始まる定年年齢の段階的引上げ制度に当たっては、各種研修の活用など効果的な人材育成を推進し、住民から信頼される組織づくりに取り組むよう要望します。

(2) 職員の健康管理及び組織の業務継続について、消防署の勤務体系は不規則であるため職員の健康管理、ストレスケア等に重点を置くこと。また、新たな感染症対策の徹底、感染防止資器材の確保等、組織として必要な業務継続体制を確保されるよう要望します。

(3) 消防力の充実について、近年頻発する自然災害や多様化する大規模災害などに対応するため、現在老朽化が進行している庁舎については早期に改善を図り、また、消防車両等は計画的に更新されるよう、引き続き構成市町と協議並びに連携し進めていただくよう要望いたします。